認可外保育施設を利用する方へ

幼児教育・保育の無償化に伴う

施設等利用給付認定の概要について



令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、現在認可外保育施設を利用しており、保育の必要性があると認めら認定の要件を満たしている世帯の児童について、上限額の範囲内で無償化の対象となります。

◆無償化の対象者

認定区分と認定対象児童の要件については、次のとおりとなります。

認定区分	対象児童	無償化対象事業
新2号認定	認可外保育施設に在籍しており、保護者のいずれもが保育の必要性を有している3歳児～5歳児の児童	・基本の保育料（利用料） ・一時預かり事業 ・ファミリーサポートセンター事業
新3号認定	認可外保育施設に在籍している0歳児～2歳児で、かつ、保護者のいずれもが保育の必要性を有している**住民税非課世帯**に属する児童 ※年度の途中で3歳に到達した場合でも、その年度の保育年齢区分は2歳児のままとなります。	

無償化の対象となるためには、保護者のいずれもが**「保育の必要性の事由」に該当する**ことが条件となります。
「保育の必要性の事由」の詳細については、裏面を必ずご確認ください。

◆無償化の上限額

新2号認定：月額　**40,300円**　まで　（新3号認定：月額　**45,700円**　まで）

⇒月ごとに実利用料と支給限度額を比較し、低い額のほうを給付額とします。

- 利用料は無償となりますが、**法令に基づき幼児教育の質の向上のために保護者の同意を得た上で徴収可能な費用、通園送迎費、食材料費、行事費**などは、これまで同様に保護者の負担になります。
- 認可外保育施設の利用に加え、一時預かり事業・ファミリーサポートセンター事業の利用料についても、合算して上限額の範囲内で無償化の対象となります。

◆保育の必要性の認定の手続き

- 無償化の対象となる方は、無償化の開始前に認定の申請をしていただき、滝川市から「保育の必要性の認定（新2号・新3号認定）」を受ける必要があります。
- 裏面【保育の必要性の事由】をご確認いただき、保育の必要性の認定要件に該当する場合は、『施設等利用給付認定・変更申請書』に加え、世帯状況に応じて保育の必要性を証明するために必要な書類を揃えた上で、担当課までご提出願います。
（※原則、認定日を遡っての認定は行なうことができません。必ず**認定を希望する日より前に**必要書類を提出してください。）
- 市で審査した結果、要件に該当すると認められる場合には「施設等利用給付認定通知書」を後日送付します。

◆施設等利用費の請求手続き

- 無償化対象者は、これまで同様に利用する施設に一旦利用料を支払います。請求申請の手続期別（下表参照）ごとに、市指定の請求書様式に施設からの領収証等を添付した上で、市に施設等利用費を請求します。
（請求書様式及び施設からの領収書については、後日保護者の方へお渡しとなります。）
- 原則、受付期間月の翌月に償還払いの処理を行い、ご指定の口座に施設等利用費が支払われます。

（施設等利用費・請求申請期別）

期別	第1期	第2期	第3期	第4期	第5期
対象利用月	4～6月分	7～9月分	10・11月分	12～2月分	3月分
請求申請受付期間	7月末日まで	10月末日まで	12月末日まで	3月末日まで	4月末日まで
還付月（予定）	8月	11月	1月	4月	5月

※受付期間を超えて請求書等を提出した場合は、次の期別での還付対応となる場合もありますので、ご承知おき願います。

◆認定状況に変更が生じる場合

- 現在の認定要件がなくなる場合（退職等）や変更になる場合（転職・保育必要事項の変更・世帯員の異動等）は、認定の解除又は変更の手続きを行う必要がありますので、事由の変更が生じる前に必ず子育て応援課までご連絡願います。必要に応じた書類の提出を依頼します。
- 現在在籍している認可外保育施設を退所する場合についても、認定取消の手続きを行う必要がありますので、必ず退所する旨子育て応援課までご連絡願います。

【保育の必要性の事由】

認定を受けるには、児童の保護者のいずれもが、次のいずれかの事由に該当する必要があります。

①	就労	家庭内外で就労している場合 （※勤務時間帯を問わず１か月60時間以上の就労をしていること）
②	妊娠・出産	出産前後のため、その児童を保育することができない場合 （認定期間：産前７週から産後の翌日８週後の属する月の末日まで）
③	疾病・障害	疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神・身体に障害を有しており、保育することができない場合
④	介護・看護等	長期にわたり疾病の状態にあるか、または精神・身体に障害を有する同居の親族を常時介護しており、保育することができない場合
⑤	災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっており、保育することができない場合
⑥	求職活動	求職活動（起業準備を含む。）を行っており、保育ができない場合 （認定期間：認定日から起算して90日が経過する日が属する月の末日まで） ※ただし、年度内において１回
⑦	就学	就学（職業訓練校等における職業訓練を含む。）のため、保育ができない場合 （認定期間：就学中）
⑧	虐待やDVのおそれがある場合	
⑨	育児休業中	既に対象事業施設等を利用していて、継続利用が必要な場合（認定期間：原則、１歳の誕生日前日が属する月の末日まで（最長２歳の誕生日前日が属する月の末日まで））

【必要な書類等】

上記の保育の必要性の事由により、それぞれ添付する書類が変わってきますので、下表を必ずご確認いただき、それぞれ必要な書類等のご準備をお願いいたします。

必要な書類			摘要
①	（1）	就労証明書（※1）	勤務先からの証明（保護者一人につき１枚） ※勤務時間帯を問わず１か月 60 時間以上の勤務を有している証明が必要です。
	（2）	・自営業申告書 ・添付書類：事業を行っていることが確認できる書類の写し	事業主からの申告 添付書類については前年の確定申告書・所得税青色申告決算書・収支内訳書等（いずれか一種類） ※父母で同一の自営業または農業を行っている場合、父母それぞれ添付書類が必要です。
		・農業就労等申告書 ・添付書類：事業を行っていることが確認できる書類の写し	
②	母子手帳の写し		母親の名前と出産予定日がわかるもの
③	身体障害者手帳・療育手帳の写し 医師からの診断書		
④	介護が必要な方の医師からの診断書等		
⑥	求職活動（起業準備）状況申告書兼同意書		本人の申告
⑦	在学証明書		就学していることがわかるもの（時間割が確認できる書類の写し等）
⑨	就労証明書		育児休業を取得している期間等の証明

≪その他、家庭の状況に応じて提出が必要となるもの≫

必要な書類	摘要
保育をできない旨の申立書	疾病・障害、介護・看護等で認定を希望する場合
マイナンバーカード(※2)	３歳未満児のお子さまの申請をする世帯で、前年の１月１日時点で滝川市外に住民票があった方（世帯全員分）

(※1)就労証明書は、認定開始日時点での就労状況を証明するものです。雇用契約の関係上など、期限までに提出できない場合は、必ずその旨を子育て応援課職員へお申出ください。

(※2)新３号認定を受ける方で、前年の１月２日以降に滝川市に転入された方は、マイナンバー制度による自治体間情報連携確認により前住所地の課税状況の確認を行いますが、当該処理により確認がとれなかった場合については、前住所地より『所得課税証明書』を取得し提出していただく場合がございます。その場合は後日ご連絡いたしますので、あらかじめご了承願います。

お問い合わせ先：滝川市健康こども未来部 子育て応援課 こども未来係
ＴＥＬ　0125-28-8025（直通）